

改正

昭和59年6月1日規程第13号
平成6年6月1日規程第2号
平成13年6月1日規程第2号
平成15年12月25日規程第8号
平成19年3月30日訓令第1号
平成20年8月21日訓令第5号
平成21年5月29日訓令第3号
平成24年4月24日訓令第2号
平成26年3月27日訓令第4号
令和2年3月31日訓令第3号
令和4年12月23日訓令第3号
令和8年4月1日訓令第4号

鳥羽市建設工事等入札参加資格審査会規程

(目的)

第1条 この規程は、鳥羽市契約規則（平成26年規則第1号）第2条の規定に基づき、本市が執行する建設工事等に関し、請負業者の公正な選定について必要な事項を定め、建設工事等の適正な執行を図り、契約の履行を確保することを目的とする。

(設置)

第2条 市長は、前条の目的を達成するため、鳥羽市建設工事等入札参加資格審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 審査会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 入札参加業者の資格及び等級別格付に関する事。
- (2) 等級別格付に対応する発注額の基準設定に関する事。
- (3) 指名停止に係る指名停止期間の審議決定に関する事。
- (4) 設計金額500万円以上の工事の請負及び設計金額400万円以上の設計、測量、調査等委託契約に係る指名競争入札参加業者の選定に関する事。
- (5) 設計金額400万円以上の随意契約に係る相手方の選定に関する事。
- (6) 設計金額1億5,000万円以上の工事の請負の契約方法その他発注条件に関する事。
- (7) 特定建設工事共同企業体に発注する工事の指定及び入札参加資格に関する事。
- (8) 総合評価方式における入札方法の決定等に関する事。
- (9) その他入札及び契約に関する事。

(委員)

第4条 審査会は、7名の委員をもって組織し、委員は、次の職にある者をもって充てる。

副市長 財政課長 総務課長 農林水産課長 建設課長 水道課長 教育委員会総務課長

2 前項に掲げる者のほか、大規模工事発注の所属課長を加えることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審査会に会長及び副会長を置き、会長は副市長の職に、副会長は財政課長の職にある者をもって充てる。

2 会長は、会務を総括する。

3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事審査は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決定する。

4 会長において、急施を要する案件で、審査会を開く暇がないと認めたときは、委員に回議して会議の審査に代えることができる。

- 5 審査会は、必要に応じ行うものとする。
- 6 会長は、審査会の審査結果を速やかに市長に報告しなければならない。
(庶務)

第7条 審査会の庶務は、財政課において行う。
(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年6月1日規程第13号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年6月1日規程第2号)

この規程は、平成6年6月1日から施行する。

附 則 (平成13年6月1日規程第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年12月25日規程第8号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日訓令第1号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年8月21日訓令第5号)

この訓令は、平成20年8月21日から施行する。

附 則 (平成21年5月29日訓令第3号)

この訓令は、平成21年7月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月24日訓令第2号)

この訓令は、平成24年5月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月27日訓令第4号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日訓令第3号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年12月23日訓令第3号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年4月1日訓令第4号)

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。